

令和3年2月9日  
日本学術会議事務局  
管理課用度・管理係

## 調 達 公 告

件 名	令和3年度吸収冷温水機保守点検業務
ボックス番号	①
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
見 積 提 出 期 限	令和3年2月25日(木) 正午
見積書提出先及び仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 星、高畑
競争に参加する者に必要な資格及び注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

## 仕 様 書

- 1 件 名 令和3年度吸収冷温水機保守点検業務
- 2 履行期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 3 履行場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木7-22-34）
- 4 対象設備

ダイキン工業(株)製 吸収冷温水機 2台

項 目	講堂棟系	事務棟系
系統番号	RH-1	RH-2
機種名	ADGN10B	ADGT18BR
設置年月	平成12年3月	
一般事項	二重効用 煙管式 ガス吸収冷温水機安全基準適合	
構 成	蒸発器、吸収器、凝縮器、低温再生器及び高温再生器の主要部と、溶液熱交換器、抽気装置、バーナー、容量調整装置、安全装置及びその他の付属品	
伝熱面積	7.4 m <sup>2</sup>	15.3 m <sup>2</sup>
冷凍能力	225 kW	616 kW
加熱能力	106 kW	530 kW
加熱源	都市ガス（13A）	
製品質量	4,300 kg	7,400 kg

## 5 業務内容

- (1) 本仕様書は、日本学術会議庁舎吸収冷温水機保守点検業務についての仕様大要を示すものであるため、本仕様書に定めのない事項であっても、業務上、必要と認められることは、監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指示により、契約の範囲内で誠実に実施するものとする。
- (2) 冷房開始時、冷房期間中、冷房終了時、暖房開始時、暖房期間中、及び暖房終了時の各時期に合わせた点検を、年6回実施する。  
各点検作業の実施項目は以下のとおりとする。

## &lt;冷房開始時&gt;

- ① 冷房切替作業
- ② 各部電流、電圧の測定
- ③ 各電気関係絶縁測定

- ④ 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ⑤ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ⑥ 水漏れのチェック
- ⑦ 保安装置の作動及び外観点検
- ⑧ 制御装置の作動及び外観点検
- ⑨ 燃焼装置の点検及び調整
- ⑩ 溶液ポンプ、冷媒ポンプの点検
- ⑪ 抽気ポンプの点検（オイルの補充又は交換も含む）
- ⑫ 真空度の点検
- ⑬ 溶液濃度の点検及び調整
- ⑭ 運転状態の良否判定
- ⑮ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑯ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑰ 振動、異常音の点検
- ⑱ 運転日誌の分析
- ⑲ 点検表の作成

#### <冷房期間中>

- ① 各部電流、電圧の測定
- ② 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ③ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ④ 水漏れのチェック
- ⑤ 保安装置の作動及び外観点検
- ⑥ 制御装置の作動及び外観点検
- ⑦ 燃焼装置の点検及び調整
- ⑧ 溶液ポンプ、冷媒ポンプの点検
- ⑨ 抽気ポンプの点検（オイルの補充又は交換も含む）
- ⑩ 真空度の点検
- ⑪ 溶液濃度の点検及び調整
- ⑫ 運転状態の良否判定
- ⑬ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑭ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑮ 振動、異常音の点検
- ⑯ 水質分析、溶液分析（年1回）
- ⑰ 運転日誌の分析
- ⑱ 点検表の作成

#### <冷房終了時>

- ① 各電気関係絶縁測定
- ② 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ③ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ④ 水漏れのチェック

- ⑤ 抽気ポンプの点検（オイルの補充又は交換も含む）
- ⑥ 真空度の点検
- ⑦ 溶液濃度の点検及び調整
- ⑧ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑨ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑩ 凝縮器、吸収器のブラシ洗浄（年1回）
- ⑪ 運転日誌の分析
- ⑫ 点検表の作成

#### <暖房開始時>

- ① 暖房切替作業
- ② 各部電流、電圧の測定
- ③ 各電気関係絶縁測定
- ④ 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ⑤ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ⑥ 水漏れのチェック
- ⑦ 保安装置の作動及び外観点検
- ⑧ 制御装置の作動及び外観点検
- ⑨ 燃焼装置の点検及び調整
- ⑩ 溶液ポンプの点検
- ⑪ 運転状態の良否判定
- ⑫ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑬ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑭ 振動、異常音の点検
- ⑮ 運転日誌の分析
- ⑯ 点検表の作成

#### <暖房期間中>

- ① 各部電流、電圧の測定
- ② 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ③ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ④ 水漏れのチェック
- ⑤ 保安装置の作動及び外観点検
- ⑥ 制御装置の作動及び外観点検
- ⑦ 燃焼装置の点検及び調整
- ⑧ 溶液ポンプの点検
- ⑨ 運転状態の良否判定
- ⑩ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑪ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑫ 振動、異常音の点検
- ⑬ 運転日誌の分析
- ⑭ 点検表の作成

### <暖房終了時>

- ① 各電気関係絶縁測定
- ② 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ③ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ④ 水漏れのチェック
- ⑤ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑥ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑦ 振動、異常音の点検
- ⑧ 運転日誌の分析
- ⑨ 点検表の作成

- (3) 作業の実施日時については、監督職員等と協議し、決定することとする。
- (4) 作業終了後、速やかに報告書を提出し、監督職員等の承認を受けるものとする。

### 6 その他

- (1) 作業内容によっては、必要箇所の養生を行うこと。
- (2) 資材等の搬出入にあたっては、職員及び来館者等に対する安全確保を図ること。
- (3) 作業に伴い発生材が生じた場合は、請負業者が関係法令を遵守し責任をもって適正に処分し、不法投棄等を行わないようにすること。
- (4) 各日の作業終了後は清掃を行うこと。
- (5) 作業中に生じた事故等については、請負業者の責任において対処すること。
- (6) 請負業者の責めにより、庁舎施設及び備品等に損害を与えた場合は、請負業者の負担により原状に復すること。
- (7) 以下の作業は本契約外の作業とする。
  - ① 熱交換器の洗浄作業
  - ② 消耗部品の調達及び交換・調整修復作業
  - ③ 故障発生時の修復作業
  - ④ 消耗、疲労等により障害発生が予測される箇所の調整修復作業
  - ⑤ 冷媒、溶液、油の補充（抽気ポンプの油補充及び溶液調整剤の補充は契約内に含む）
  - ⑥ 天災地変、火災、労働争議等に起因して生じた2次的事故の修復作業
  - ⑦ 保守機器以外の設備に起因して生じた2次的事故の修復作業
  - ⑧ 取扱不良に起因して生じた故障の調整修復作業
- (8) 本業務を実施するにあたって、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

- (9) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義を生じた場合、その他、特に必要がある  
と認められた場合は、事前に監督職員等と協議の上、決定、解釈を図ること。
- (10) その他詳細については、監督職員等の指示に従うものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の

目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるも



のとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができる。とともに必要な措置を求めることができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。